

習志野市環境保全条例施行規則 別表第4 規制基準（大気汚染抜粋）

1 大気汚染に係る規制基準

(1) いおう酸化物

次の式により算出したいおう酸化物の量を限度とする。

$$q = K \times 10^{-3} \times He^2$$

ただし、K値は次のとおりとする。

ア 昭和49年4月1日以降に新設または増設するもの 1.75

イ 昭和47年1月5日より昭和49年3月31日までに設置したもの 3.50

ウ 昭和47年1月4日以前に設置したもの 4.67

備考

1 この式において、q、K及びHeは、それぞれ次の値を表すものとする。

q いおう酸化物の排出量(単位:温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

K 地域並びに新・増設及び既設によって異なる値

He 次の式により補正した排出口の高さ(単位:メートル)

$$He = H_0 + 0.65(H_m + H_t)$$

$$H_m = 0.795 \sqrt{(Q \cdot V) / (1 + (2.58 / V))}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q(T - 288) \cdot (2.30 \log J + (1 / J) - 1)$$

$$J = (1 / \sqrt{(Q \cdot V)}) (1460 - 296 \times (V / (T - 288))) + 1$$

2 これらの式において、H₀、Q、V及びTはそれぞれ次の値を表わすものとする。

H₀ 排出口の実高さ(単位:メートル)

Q 摂氏15度における総排出ガスの量(単位:立方メートル毎秒)

V 総排出ガスの排出速度(単位:メートル毎秒)

T 総排出ガスの温度(単位:絶対温度)

(2) ばいじん

第2欄に掲げる施設の種類及び第3欄に掲げる規模ごとに第4欄に掲げるばいじんの量とする。

番号	施設の種類	施設の規模	ばいじん量
1	別表第1第1項第1号の表の1の項に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	排出ガス量(温度が摂氏零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ。)が4万立方メートル以上	0.05グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.10グラム
2	別表第1第1項第1号の表の1の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料(紙パルプの製造に伴い発生する黒液を除く。以下この表において同じ。)を専焼させるもの並びにガス及び液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	排出ガス量が20万立方メートル以上	0.05グラム
		排出ガス量が4万立方メートル以上20万立方メートル未満	0.10グラム
		排出ガス量が1万立方メートル以上4万立方メートル未満	0.20グラム
		排出ガス量が1万立方メートル未満	0.30グラム
3	別表第1第1項第1号の表の1の項に掲げるボイラーのうち紙パルプの製造に伴い発生する黒液を専焼させるもの並びに紙パルプの製造に伴い発生する黒液及びガス又は液体燃料を混焼させるもの(5の項に掲げるものを除く。)	排出ガス量が20万立方メートル以上	0.15グラム
		排出ガス量が20万立方メートル未満	0.20グラム
4	別表第1第1項第1号の表の1の項に掲げるボイラーのうち石炭を燃焼させるもの(次項及び6の項に掲げるものを除く。)	排出ガス量が20万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が20万立方メートル未満	0.20グラム
5	別表第1第1項第1号の表の1の項に掲げるボイラーのうち同表の8の項の右欄に掲げる触媒再生塔に附属するもの		0.20グラム

6	別表第1第1項第1号の表の1の項に掲げるボイラーのうち石炭(1キログラム当たりの発熱量が5,000キロカロリー以下のものに限る。)を燃焼させるもの	排出ガス量が1万立方メートル以上	0.40グラム
		排出ガス量が1万立方メートル未満	0.70グラム
7	別表第1第1項第1号の表の1の項に掲げるボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの		0.20グラム
8	別表第1第1項第1号の表の2の項に掲げるガス発生炉		0.05グラム
9	別表第1第1項第1号の表の2の項に掲げる加熱炉		0.10グラム
10	別表第1第1項第1号の表の3の項に掲げる焙焼炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15グラム
11	別表第1第1項第1号の表の3の項に掲げる焼結炉のうちフェロマンガンの製造の用に供するもの		0.20グラム
12	別表第1第1項第1号の表の3の項に掲げる焼結炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		0.15グラム
13	別表第1第1項第1号の表の3の項に掲げる煅焼炉	排出ガス量が1万立方メートル以上	0.20グラム
		排出ガス量が1万立方メートル未満	0.25グラム
14	別表第1第1項第1号の表の4の項に掲げる溶鉱炉のうち高炉		0.05グラム
15	別表第1第1項第1号の表の4の項に掲げる溶鉱炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		0.15グラム
16	別表第1第1項第1号の表の4の項に掲げる転炉		0.10グラム
17	別表第1第1項第1号の表の4の項に掲げる平炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
18	別表第1第1項第1号の表の5の項に掲げる溶解炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
19	別表第1第1項第1号の表の6の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
20	別表第1第1項第1号の表の7の項に掲げる加熱炉		0.10グラム
21	別表第1第1項第1号の表の8の項に掲げる触媒再生塔		0.20グラム
22	別表第1第1項第1号の表の9の項に掲げる燃焼炉		0.10グラム
23	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。次項において同じ。)のうち土中釜		0.40グラム
24	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる焼成炉のうち前項に掲げるもの以外のもの		0.30グラム
25	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる焼成炉のうちセメントの製造の用に供するもの		0.10グラム

26	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
27	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる焼成炉のうちの23の項から前項までに掲げる以外のもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が1万立方メートル以上4万立方メートル未満	0.20グラム
		排出ガス量が1万立方メートル未満	0.25グラム
28	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15グラム
29	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15グラム
30	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる溶融炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
31	別表第1第1項第1号の表の11の項に掲げる反応炉及び直火炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
32	別表第1第1項第1号の表の12の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉		0.40グラム
33	別表第1第1項第1号の表の12の項に掲げる乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
34	別表第1第1項第1号の表の13の項に掲げる電気炉のうち合金鉄(珪素の含有率が40パーセント以上のものに限る。)の製造の用に供するもの		0.20グラム
35	別表第1第1項第1号の表の13の項に掲げる電気炉のうち合金鉄の製造の用に供するもの(前項に掲げるものを除く。)及びカーバイドの製造の用に供するもの		0.15グラム
36	別表第1第1項第1号の表の13の項に掲げる電気炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの		0.10グラム
37	別表第1第1項第1号の表の14の項に掲げる廃棄物焼却炉	1時間の焼却能力が4千キログラム以上	0.04グラム
		1時間の焼却能力が2千キログラム以上4千キログラム未満	0.08グラム
		1時間の焼却能力が2千キログラム未満	0.15グラム
38	別表第1第1項第1号の表の15の項に掲げる焙焼炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15グラム
39	別表第1第1項第1号の表の15の項に掲げる焼結炉		0.15グラム
40	別表第1第1項第1号の表の15の項に掲げる溶鋳炉		0.15グラム
41	別表第1第1項第1号の表の15の項に掲げる転炉		0.15グラム
42	別表第1第1項第1号の表の15の項に掲げる溶解炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム

43	別表第1第1項第1号の表の15の項に掲げる乾燥炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
44	別表第1第1項第1号の表の19の項に掲げる反応炉		0.30グラム
45	別表第1第1項第1号の表の21の項に掲げる電解炉		0.05グラム
46	別表第1第1項第1号の表の22の項に掲げる焼成炉		0.15グラム
47	別表第1第1項第1号の表の22の項に掲げる溶解炉		0.20グラム
48	別表第1第1項第1号の表の24の項に掲げる乾燥炉		0.10グラム
49	別表第1第1項第1号の表の24の項に掲げる焼成炉		0.15グラム
50	別表第1第1項第1号の表の25の項に掲げる溶解炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.20グラム
51	別表第1第1項第1号の表の26の項に掲げる溶解炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15グラム
52	別表第1第1項第1号の表の27の項に掲げる溶解炉	排出ガス量が4万立方メートル以上	0.10グラム
		排出ガス量が4万立方メートル未満	0.15グラム
53	別表第1第1項第1号の表の27の項に掲げる反射炉		0.10グラム
54	別表第1第1項第1号の表の27の項に掲げる反応炉(硝酸鉛の製造の用に供するものを除く。)		0.05グラム
55	別表第1第1項第1号の表の29の項に掲げるコークス炉		0.15グラム
56	別表第1第1項第1号の表の30の項に掲げるガスタービン		0.04グラム
57	別表第1第1項第1号の表の31の項に掲げるディーゼル機関		0.08グラム
58	別表第1第1項第1号の表の32の項に掲げるガス機関		0.04グラム
59	別表第1第1項第1号の表の33の項に掲げるガソリン機関		0.04グラム

備考

- この表の適用は、温度が摂氏零度であつて圧力1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルの量とする。
- この表の第4欄に掲げるばいじんの量は、次の式(熱源として電気を使用する施設、2の項、3の項、5の項、6の項及び7の項に掲げるボイラー、10の項及び39の項に掲げる焙焼炉、11の項、12の項及び40の項に掲げる焼結炉、13の項に掲げる煅焼炉、14の項に掲げる高炉、15の項及び41の項に掲げる溶鋇炉、16の項及び42の項に掲げる転炉、17の項に掲げる平炉、18の項、43の項、48の項、51の項、52の項及び53の項に掲げる溶解炉、19の項に掲げる加熱炉、27の項に掲げる焼成炉、31の項に掲げる反応炉及び直火炉、32の項に掲げる骨材乾燥炉並びに33の項、43の項及び48の項に掲げる乾燥炉のうち直接熱風乾燥炉、53の項に掲げる反射炉、54の項に掲げる反応炉のうち鉛酸化物の製造の用に供するもの、58の項に掲げるガス機関、59の項に掲げるガソリン機関にあつては、 $C=C_s$)により算出されたばいじんの量とする。

$$C = ((21 - O_n) / (21 - O_s)) \cdot C_s$$

[この式において、 C 、 O_n 、 O_s 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C ばいじんの量(単位:グラム)

On 次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる値とする。

1の項	5
4の項、20の項、21の項、44の項、54の項	6
8の項、9の項、55の項	7
22の項	8
25の項	10
37の項	12
57の項	13
23の項、24の項、28の項、30の項、46の項、49の項	15
29の項、32の項、33の項、43の項、48の項、56の項	16
26の項	18

Os オルザット法又は日本工業規格B7913に定める方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合にあっては、20パーセントとする。)(単位:百分率)

Cs 日本工業規格Z8808に定める方法により測定されたばいじんの量(単位:グラム)]

- 3 この表の第4欄に掲げるばいじんの量は、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
- 4 ばいじんの量が著しく変動する施設にあっては、一工程の平均の量とする。
- 5 この表の56の項に掲げるガスタービン、57の項に掲げるディーゼル機関、58の項に掲げるガス機関及び59の項に掲げるガソリン機関のうち専ら非常時において用いられるものについては、同表の第4欄に掲げるばいじんの量は、当分の間、適用しない。
- 6 この表の37の項に掲げる廃棄物焼却炉のうち、この規則の施行日前に設置若しくは工事着手したものについては、1時間の焼却能力が4千キログラム以上の施設は $0.08\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ とし、1時間の焼却能力が2千キログラム以上4千キログラム未満の施設は $0.15\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ とし、1時間の焼却能力が2千キログラム未満の施設は $0.25\text{g}/\text{m}^3_{\text{N}}$ とする。

(3) 窒素酸化物

第2欄に掲げる施設の種類及び第3欄に掲げる規模ごとに第4欄に掲げる窒素酸化物の量とする。

番号	施設の種類	施設の規模	窒素酸化物量
1	別表第1第1項第1号の表の1の項に掲げるボイラーのうちガスを専焼させるもの	排出ガス量(温度が摂氏零度であつて、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ。)が4万立方メートル以上	100立方センチメートル
		排出ガス量が1万立方メートル以上4万立方メートル未満	130立方センチメートル
		排出ガス量が1万立方メートル未満	150立方センチメートル
2	別表第1第1項第1号の表の1の項に掲げるボイラーのうち重油その他の液体燃料	排出ガス量が10万立方メートル以上	100立方センチメートル
		排出ガス量が4万立方メートル以上10万立方メートル未満	130立方センチメートル
		排出ガス量が1万立方メートル以上4万立方メートル未満	130立方センチメートル
		排出ガス量が1万立方メートル未満	150立方センチメートル
3	別表第1第1項第1号の表の1の項に掲げるボイラーのうち石炭その他の固体燃料		250立方センチメートル

4	別表第1第1項第1号の表の1の項に掲げるボイラーのうち前各項に掲げるもの以外のもの		250立方センチメートル
5	別表第1第1項第1号の表の2の項に掲げるガス発生炉		150立方センチメートル
6	別表第1第1項第1号の表の2の項に掲げる加熱炉		150立方センチメートル
7	別表第1第1項第1号の表の3の項に掲げる焙焼炉		220立方センチメートル
8	別表第1第1項第1号の表の3の項に掲げる焼結炉		220立方センチメートル
9	別表第1第1項第1号の表の3の項に掲げる煅焼炉		200立方センチメートル
10	別表第1第1項第1号の表の4の項に掲げる溶鉱炉		100立方センチメートル
11	別表第1第1項第1号の表の5の項に掲げる溶解炉(キューボラを除く。)		180立方センチメートル
12	別表第1第1項第1号の表の6の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が10万立方メートル以上	100立方センチメートル
		排出ガス量が4万立方メートル以上10万立方メートル未満	130立方センチメートル
		排出ガス量が4万立方メートル未満	150立方センチメートル
13	別表第1第1項第1号の表の7の項に掲げる加熱炉	排出ガス量が10万立方メートル以上	100立方センチメートル
		排出ガス量が4万立方メートル以上10万立方メートル未満	130立方センチメートル
		排出ガス量が4万立方メートル未満	150立方センチメートル
14	別表第1第1項第1号の表の8の項に掲げる触媒再生塔		250立方センチメートル
15	別表第1第1項第1号の表の9の項に掲げる燃焼炉		250立方センチメートル
16	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる焼成炉のうち耐火レンガ又は耐火物原料の製造の用に供するもの	排出ガス量が4万立方メートル以上	400立方センチメートル
17	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる焼成炉のうちの前項までに掲げる以外のもの		250立方センチメートル
18	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる溶融炉のうち板ガラス又はガラス繊維製品(ガラス繊維を含む。)の製造の用に供するもの		360立方センチメートル
19	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる溶融炉のうち光学ガラス、電気ガラス又はフリットの製造の用に供するもの		800立方センチメートル
20	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる溶融炉のうち前2項に掲げるもの以外のもの		180立方センチメートル
21	別表第1第1項第1号の表の11の項に掲げる反応炉及び直火炉		180立方センチメートル

22	別表第1第1項第1号の表の12の項に掲げる乾燥炉		230立方センチメートル
23	別表第1第1項第1号の表の14の項に掲げる廃棄物焼却炉	焼却能力が1時間当たり4千キログラム以上	250立方センチメートル
		焼却能力が1時間当たり4千キログラム未満	250立方センチメートル
24	別表第1第1項第1号の表の15の項に掲げる焙焼炉		220立方センチメートル
25	別表第1第1項第1号の表の15の項に掲げる焼結炉		220立方センチメートル
26	別表第1第1項第1号の表の15の項に掲げる溶鉱炉		100立方センチメートル
27	別表第1第1項第1号の表の15の項に掲げる精製炉		180立方センチメートル
28	別表第1第1項第1号の表の15の項に掲げる溶解炉		180立方センチメートル
29	別表第1第1項第1号の表の15の項に掲げる乾燥炉		180立方センチメートル
30	別表第1第1項第1号の表の19の項に掲げる反応炉		180立方センチメートル
31	別表第1第1項第1号の表の22の項に掲げる焼成炉		180立方センチメートル
32	別表第1第1項第1号の表の22の項に掲げる溶解炉		600立方センチメートル
33	別表第1第1項第1号の表の24の項に掲げる乾燥炉		180立方センチメートル
34	別表第1第1項第1号の表の24の項に掲げる焼成炉		180立方センチメートル
35	別表第1第1項第1号の表の25の項に掲げる溶解炉		180立方センチメートル
36	別表第1第1項第1号の表の26の項に掲げる溶解炉		180立方センチメートル
37	別表第1第1項第1号の表の27の項に掲げる溶解炉		180立方センチメートル
38	別表第1第1項第1号の表の27の項に掲げる反射炉		180立方センチメートル
39	別表第1第1項第1号の表の27の項に掲げる反応炉		180立方センチメートル
40	別表第1第1項第1号の表の27の項に掲げる吸収施設、漂白施設及び濃縮施設		200立方センチメートル
41	別表第1第1項第1号の表の29の項に掲げるコークス炉		180立方センチメートル
42	別表第1第1項第1号の表の30の項に掲げるガスタービン		20立方センチメートル
43	別表第1第1項第1号の表の31の項に掲げるディーゼル機関		100立方センチメートル
44	別表第1第1項第1号の表の32の項に掲げるガス機関		200立方センチメートル
45	別表第1第1項第1号の表の33の項に掲げるガソリン機関		200立方センチメートル

備考

- 1 この表の適用は、温度が摂氏零度であつて圧力1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートルの量とする。
- 2 この表の第4欄に掲げる窒素酸化物の濃度は、次式により算出された濃度とする。なお、この表の40の項、及び鉛酸化物製造の溶解炉、鉛酸化物又は硫酸鉛の製造の用に供する反応炉及び硫酸施設にあつては、 $C=C_s$ とする。

$$C = ((21 - O_n) / (21 - O_s)) \cdot C_s$$

[この式において、 C 、 O_n 、 O_s 及び C_s は、それぞれ次の値を表すものとする。

C 窒素酸化物の量(単位:立方センチメートル)

O_n 次の表の左欄に掲げる各項の施設について同表の右欄に掲げる値とする。

44の項、45の項	0
2の項	4
1の項	5
3の項、4の項、13の項、14の項、21の項、30の項、39の項	6
5の項、6の項、41の項	7
15の項	8
9の項、17の項	10
12の項	11
11の項、23の項、27の項、28の項、35の項、36の項、37の項	12
43の項	13
7の項、24の項	14
8の項、10の項、18の項、20の項、25の項、26の項、31の項、32の項、34の項、38の項	15
19の項、22の項、29の項、33の項、42の項	16
16の項	18

O_s オルザット法又は日本工業規格B7913に定める方法により測定された排出ガス中の酸素の濃度(当該濃度が20パーセントを超える場合に於ては、20パーセントとする。)(単位:百分率)

C_s 日本工業規格K0104に定める方法により測定された窒素酸化物の量(単位:立方センチメートル)]

- 3 この表の42の項に掲げるガスタービン、43の項に掲げるディーゼル機関、44の項に掲げるガス機関、45の項に掲げるガソリン機関のうち専ら非常時において用いられるものについては、同表の第4欄に掲げる窒素酸化物量は、当分の間適用しない。

(4) 有害物質

第2欄に掲げる有害物質の種類及び第3欄に掲げる施設の種類・規模ごとに第4欄に掲げる有害物質の量とする。

番号	有害物質の種類	施設の種類・規模	有害物質の量
1	カドミウム及びその化合物	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料として硫化カドミウム又は炭酸カドミウムを使用するものに限る。)の用に供するもの並びに15の項及び16の項に掲げる施設	0.5ミリグラム
2	塩素	別表第1第1項第1号の表の16の項から20の項までに掲げる施設	5ミリグラム
3	塩化水素	別表第1第1項第1号の表の14の項に掲げる施設	350ミリグラム
		別表第1第1項第1号の表の17の項から20の項までに掲げる施設	10ミリグラム

4	弗素、弗化水素及び 弗化珪素	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料としてほたる石又は珪弗化ナトリウムを使用するものに限る。)の用に供するもの、22の項に掲げる反応施設(過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものを除く。)濃縮施設及び溶解炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものを除く。)並びに23の項及び24の項に掲げる施設	2.5ミリグラム
		別表第1第1項第1号の表の21の項に掲げる電解炉	1.0(2.5)ミリグラム
		別表第1第1項第1号の表の22の項に掲げる反応施設(過磷酸石灰又は重過磷酸石灰の製造の用に供するものに限る。)及び溶解炉のうち電気炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。)	2.5ミリグラム
		別表第1第1項第1号の表の22の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち平炉(磷酸質肥料の製造の用に供するものに限る。)	2.5ミリグラム
5	鉛及びその化合物	別表第1第1項第1号の表の10の項に掲げる施設のうちガラス又はガラス製品の製造(原料として酸化鉛を使用するものに限る。)の用に供するもの	10ミリグラム
		別表第1第1項第1号の表の15の項に掲げる焙焼炉、転炉、溶解炉及び乾燥炉並びに25の項から27の項までに掲げる施設	10ミリグラム
		別表第1第1項第1号の表の15の項に掲げる焼結炉及び溶鋳炉	10ミリグラム
6	ダイオキシン類	別表第1第1項第3号の表の1に掲げる施設	0.1ナノグラム—TEQ
		別表第1第1項第3号の表の2に掲げる施設	0.5ナノグラム—TEQ
		別表第1第1項第3号の表3及び4に掲げる施設	1ナノグラム—TEQ
		別表第1第1項第3号の表の5の項の掲げる施設で、一時間あたりの焼却能力が4千キログラム以上	0.1ナノグラム—TEQ
		別表第1第1項第3号の表の5の項の掲げる施設で、一時間あたりの焼却能力が2千キログラム以上、4千キログラム未満	1ナノグラム—TEQ
		別表第1第1項第3号の表の5の項の掲げる施設で、一時間あたりの焼却能力が2千キログラム未満	5ナノグラム—TEQ

備考

- この表の適用は、温度が摂氏零度であつて圧力1気圧の状態に換算した排出ガス1立方メートル当たりの量とする。
- この表に掲げる有害物質の量は、次の各号に定める方法により採取測定を行うものとする。なお、当該有害物質の量には、すすの掃除を行う場合等においてやむを得ず排出される有害物質(1時間につき合計6分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。
 - 1及び5の項に掲げるものにあつては日本工業規格Z8808に定める方法により採取し、原子吸光法、吸光光度法又はポーラログラフ法によりカドミウム又は鉛として測定される量とする。
 - 2の項に掲げるものにあつては、日本工業規格K0106に定める方法のうちオルトトリジン法又は連続分析法により測定される量とする。
 - 3の項に掲げるものにあつては、日本工業規格K0107に定める方法のうちチオシアン酸第二水銀法により測定される量とする。

(4) 4の項に掲げるものにあつては、日本工業規格K0105に定める方法のうち吸光光度法により弗素として測定される量とする。

(5) 6の項に掲げるものにあつては、日本工業規格K0311より測定されたダイオキシン類の量を2,3,7,8—四塩化ジベンゾ—パラ—ジオキシンの量に換算した量(TEQ:換算に当たつては、ダイオキシン類対策特別処置法施行規則(平成11年総理府令第67号)第3条に規定する方法による。以下同じ。)とするほか、次によること。

イ 排出ガスの採取に当たつては、通常操業状態において(別表第1第1項第3号の表の5の項に掲げる廃棄物焼却炉については、燃焼状態が安定した時点から1時間以上経過した後)、原則4時間以上採取する。

ロ 別表第1第1項第3号の表の1項に掲げる焼結炉及び同表同項同号の表の5の項に掲げる廃棄物焼却炉からの排出ガスを測定する場合にあつては、日本工業規格K0311の7・4・3の備考の酸素濃度による補正を行うこと。この場合、換算する酸素濃度(On)は同表同項同号の表の1項に掲げる焼結炉にあつては15パーセント、同表同項同号の表の5の項に掲げる廃棄物焼却炉にあつては12パーセントとすること。

3 この表の3の項の第4欄に掲げる塩化水素の量(別表第1第1項第1号の表の14の項に掲げる廃棄物焼却炉に係るものに限る。)は、次の式により算出された塩化水素の量とする。

$$C = (9 / (21 - O_s)) \cdot C_s$$

[この式において、C、O_s及びC_sは、それぞれ次の値を表すものとする。

C 塩化水素の量(単位:ミリグラム)

O_s 排出ガス中の酸素の濃度(単位:百分率)

C_s 日本工業規格K0107に定める方法のうち硝酸銀法により測定された塩化水素の濃度を温度が零度であつて圧力が1気圧の状態における排出ガス1立方メートル中の量に換算したものの(単位:ミリグラム)]

4 第4欄の()内の数値は、有害物質が電解炉から直接吸収され、ダクトを通じて排出口から排出される場合の当該排出口における有害物質の量である。

5 有害物質の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

6 この表の6の項について、この規則の施行日前に設置若しくは工事着手したものは、平成14年11月30日までは、左欄に掲げる施設ごとに中欄の値を、平成14年12月1日からは左欄に掲げる施設ごとに右欄に掲げる値とする。

施設の種類	平成14年11月30日まで	平成14年12月1日から
別表第1第1項第3号の表の1に掲げる施設	2ナノグラム—TEQ	1ナノグラム—TEQ
別表第1第1項第3号の表の2に掲げる施設	20ナノグラム—TEQ	5ナノグラム—TEQ
別表第1第1項第3号の表3に掲げる施設	40ナノグラム—TEQ	10ナノグラム—TEQ
別表第1第1項第3号の表4に掲げる施設	20ナノグラム—TEQ	5ナノグラム—TEQ
別表第1第1項第3号の表の5の項の掲げる施設で、一時間あたりの焼却能力が4千キログラム以上	80ナノグラム—TEQ	1ナノグラム—TEQ
別表第1第1項第3号の表の5の項の掲げる施設で、一時間あたりの焼却能力が2千キログラム以上、4千キログラム未満	80ナノグラム—TEQ	5ナノグラム—TEQ
別表第1第1項第3号の表の5の項の掲げる施設で、一時間あたりの焼却能力が2千キログラム未満	80ナノグラム—TEQ	10ナノグラム—TEQ

(5) 粉じん

粉じんの基準は、周囲の環境等に照らし、粉じんを発生し、又は排出する場所の周囲の人若しくは物に著しい障害を与えると認められない程度とし粉じん発生施設の構造等に関する基準(以下「設備基準」という。)は、中欄に掲げる施設ごとに右欄のとおりとする。

番号	施設の種類	構造に関する基準
1	別表第1第1項第2号の表の1の項に掲げるコークス炉	(1) 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 (2) 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフードを設置することが著しく困難である場合は、防じんカバー等を設置して行うこと。 (3) 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	別表第1第1項第2号の表の2項に掲げるたい積場	粉じんが飛散するおそれがある鉱物又は土石をたい積する場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 散水設備によつて散水が行われていること。 (3) 防じんカバーでおおわれていること。 (4) 薬液の散布又は表層の締め固めが行われていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	別表第1第1項第2号の表の3の項に掲げるベルトコンベア及びバケットコンベア	粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。 (3) 散水設備によつて散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	別表第1第1項第2号の表の4及び5の項に掲げる破碎機、摩砕機及びふるい	次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) フード及び集じん機が設置されていること。 (3) 散水設備によつて散水が行われていること。 (4) 防じんカバーでおおわれていること。 (5) 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
5	別表第1第1項第2号の表の6の項に掲げるバッチャープラント及びセメントサイロ	(1) バッチャープラントは、粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) セメントサイロは密閉構造であること。 (3) セメントの投入部には、バッチャープラントにあつてはフード、サイロにあつてはフード及び遠心力集じん装置(マルチサイクロン方式のものに限る。)が設置されているか、又はこれと同等以上の効果を有する設備が設置されていること。 (4) セメントの積出部は、粉じんが飛散しにくい構造であること。 (5) セメントの積出作業をするときは、散水設備によつて散水が行われていること。 (6) レディミクストコンクリートの漏出がないこと。 (7) トラックミキサー車から漏出するレディミクストコンクリート、散水された水及びトラックミキサー車の洗車に使用された水は、沈澱槽又は集水槽に集められること。

6	別表第1第1項第2号の表の7の項に掲げる製綿機	次の各号の一に該当すること。 (1) 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 (2) 遠心力集じん装置(マルチサイクロン方式のものに限る。)が設置されているか、又はこれと同等以上の効果を有する設備が設置されていること。 (3) 前各号と同等以上の効果を有する装置が講じられていること。
7	別表第1第1項第2号の表の8の項に掲げる、解綿用機械、混合機、紡織用機械、切断機、研磨機、切削用機械、破碎機及び摩砕機、プレス並びに穿孔機	次の各号の一に該当すること。 (1) 石綿粉じんが飛散しない構造の建築物内に設置されていること。 (2) 石綿粉じんの飛散を防止するために集塵機等防止施設を設置するに当つては、当該敷地境界線上での大気中の石綿の濃度(石綿粉じんの測定方法は、石綿に係る特定粉じんの濃度の測定法「平成元年環境庁告示第93号」による。)を1リットルにつき5本以内となる能力を有する施設であること。